

平成30年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成30年2月16日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年2月16日（金）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 請願第 1号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願
- 日程第 5 議案第 1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 2号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 8 議案第 3号 平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 4号 平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 7号 平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第13 議案第 8号 平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第14 一般質問

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 14 一般質問まで

出席議員 (27名)

1番	山本宏一君	3番	黒原章至君
4番	小林弘君	5番	岡田行弘君
6番	松本隆史君	7番	橘智史君
8番	福田讓君	9番	堂脇光弘君
10番	山本重信君	11番	田代哲郎君
12番	溝北好一君	13番	伊丹俊也君
14番	所順子君	15番	山家敏宏君
16番	榎原淳奈君	17番	増谷憲君
18番	中西満寿美君	19番	楠山博之君
21番	堀口晴生君	22番	竹本栄次君
23番	小畑貞夫君	25番	山本明生君
27番	曾根和仁君	28番	久原拓美君
29番	矢本和久君	30番	久保隆俊君
31番	結城力君		

欠席議員 (4名)

2番	西風章世君	20番	藤田富三君
24番	溝口耕太郎君	26番	岡本克敏君

説明のための出席者

広域連合長	神 出 政 巳 君	副広域連合長	真 砂 充 敏 君
副広域連合長	中 山 正 隆 君	事務局長	沖 重 樹 君
総務課長	堀 畑 明 秀 君	業務課長	岡 真 次 君
総 務 課 班 長	畑 野 隆 君	総 務 課 班 長	山 中 秀 幸 君
業 務 課 班 長	柴 田 一 人 君	業 務 課 班 長	森 井 信 行 君
業 務 課 班 長	宇 津 績 君		

事務局職員出席者

書 記 長	三 栖 隆 成	書 記	太 田 真 仁
-------	---------	-----	---------

午後1時00分 開議

○議長 皆さんこんにちは。

[「こんにちは」との声]

定刻となりましたので、ただいまから平成30年2月16日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく広域連合議会議員に太地町の久原拓美君、印南町の堀口晴生君、那智勝浦町の曾根和仁君、有田市の岡田行弘君、紀の川市の堂脇光弘君、有田川町の増谷憲君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程に先立ち、広域連合長から招集の挨拶のため発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 番外、連合長。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 皆様こんにちは。

[「こんにちは」との声]

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご繁忙の中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より、当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度施行から節目の10年を経過し、平成30年度には当広域連合の被保険者数が制度施行時13万6千人であったものが16万人を超え、医療給付費については966億円が1,400億円を超える事業規模となることが予測されています。当広域連合では、制度が施行されてから、被保険者の方々が安心して医療サービスを受けられるよう心がけ、制度の運用を行ってまいりました。

しかしながら、高齢化の進行や医療技術の進歩・高度化に伴う医療費の増加は著しく、また2025年には団塊の世代が75歳に到達することから、ますます高齢化が進み、厳しい財政運営となることが懸念されます。この状況に対処するため当広域連合といたしましては、引き続き後発医薬品の利用促進や給付の適正化を図り、また構成市町村と、より緊密に連携を図りながら、従来から実施している保健事業の充実・拡大に努めるとともに、新たな事業展開を模索し、実施することで医療費の抑制に取り組み、安定した制度の運営に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本議会定例会におきましては、専決処分の承認のほか、平成29年度一般会計

及び特別会計補正予算、平成 30 年度一般会計及び特別会計予算、平成 30 年度からの第 6 期の保険料率改定に伴う条例改正などの諸議案を上程しております。

議員の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、定例会招集のご挨拶といたします。

○議長 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により議長において、10 番、山本重信君及び 29 番、矢本和久君を指名いたします。

次に、日程第 3 「会期決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成 30 年 2 月 2 日付け、和広第 479 号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付しております。

次に、平成 29 年 8 月 24 日付け、和広監第 7 号、同年 9 月 11 日付け、和広監第 8 号、同年 10 月 20 日付け、和広監第 9 号、同年 11 月 17 日付け、和広監第 10 号、同年 12 月 21 日付け、和広監第 11 号、平成 30 年 1 月 19 日付け、和広監第 12 号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。

[午後 1 時 7 分休憩]

[午後 1 時 8 分再開]

○副議長 休憩以前に引き続き会議を開きます。

報告します。議長、黒原章至君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 異議なしと認めます。よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第 117 条の規定により、黒原章至君

の退席を求めます。

辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。この度一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。平成30年2月16日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 黒原章至。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 竹本栄次殿。

○副議長 お諮りします。黒原章至君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 異議なしと認めます。よって、黒原章至君の議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま議長が欠員となっております。お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、小林弘君を指名します。お諮りします。ただいま、指名しました小林弘君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小林弘君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小林弘君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。小林弘君。登壇願います。

[議長 小林弘君 登壇]

○議長 皆様、あらためまして、こんにちは。

[「こんにちは」との声]

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方のご推挙によりまして、和歌山県後期

高齢者医療広域連合議会議長に当選させていただきました、橋本市の小林でございます。皆様のご協力を得ながら、責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長　それでは、議長。議長席へお着き願います。

○議長　3番、黒原章至君。

○黒原議員　はい。

[黒原章至君 登壇]

○黒原議員　議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年、7月の定例会におきまして、第12代議長に就任をさせていただきました。本日、その職を辞するに当たりまして改めて議員各位に心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

私も、これまでの貴重な経験を生かしまして、これからも一議員として全力で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長　次に、日程第4、請願第1号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願」を議題とします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。11番、田代哲郎君。

○田代議員　はい。

[田代哲郎君 登壇]

○田代議員　「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願」の趣旨説明を行います。

後期高齢者医療制度については、制度発足当初から、命に年齢で差別を持ち込み高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであるとして、多くの国民が制度の廃止を求めてきました。制度発足以来、多くの高齢者が、不服審査請求を提出し、陳情を重ねています。

この制度は75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料に跳ね返る仕掛けになっており、その結果、保険料を払えない滞納高齢者、短期被保険者証の交付者数など少なくありません。

高齢者の暮らしを取り巻く状況は、ますます厳しくなっています。消費税増税と併せて決められた1.5%の年金引き下げは2015年に終わりましたが、マクロ経済スライドは、2016年の臨時国会で強行採決された年金カット法が、この4月に施行されることで、その仕組みが強化されます。物価賃金が上がらなかった年の抑制分を、翌年以降に繰り越し、物価賃金が上がる年度にまとめて年金を削減するというものです。さらに今年は、介護保険料も改定されますし、国の医療制度において更なる患者負担増が計画されています。後期高齢者保険料について、平成28年度、平成29年度の保険料は、平均で若干引き下げられました。

しかし、国の特例軽減廃止の方針により影響を受ける高齢者は916万人にも及ぶとき

れます。8.5割軽減を受けていた人の保険料は2倍に、9割軽減の人は3倍になります。扶養家族だった人で、後期高齢者医療制度に移った人は、50倍もの負担増が強いられます。長生きすることが許されないともいうような高齢者への仕打ちは、あまりにも非情であり、孤立し、介護殺人という悲しい事件も後を絶たない実状です。高齢者の人権と尊厳が大切にされることを願ってやみません。

したがって、高齢者の生活状況に鑑み、保険料の抑制を図るために、「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願」を採択していただくよう、心からお願い申し上げて、趣旨説明を終わります。以上です。

○議長 以上で、説明が終わりました。ただいま議題となっている、日程第4、請願第1号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願」の質疑・討論・採決を行います。

質疑ありませんか。

○福田議員 議長。8番。

○議長 8番、福田議君。

○福田議員 この請願ね、出してきたあるでしょ。その請願をどこへ持っていくのですか。和歌山県後期高齢者医療広域連合に出すのですか。国へ出すのですか。

○議長 和歌山県後期高齢者医療広域連合の方に請願出されておりますので、ここで議論することになっておりますので、ご理解いただけますか。

○福田議員 質疑やったらね、執行者に質疑してもかまいませんか。

○議長 そしたら、11番議員の方に質疑していただけますか。

○福田議員 軽減というのは私もわかりますけどね、ここで採択して、それを結局執行者に対して軽減していただく、和歌山県後期高齢者の保険料を下げてください、これ国がやってくれることやろ。和歌山県後期高齢者医療広域連合に対する、執行者に対する請願ってなるのですか。教えてほしいんやけど。

○議長 すみません。11番、田代議員。今の請願についての8番議員の質疑に対するの答弁できますか。11番、田代議員。

○田代議員 私たちは、和歌山県後期高齢者医療広域連合に対して、いわゆる保険料を抑制してほしいという、国が決めたということで特例というものもありますし、それに従わなければならないということでもないと思います。

だからこそ、28年度、29年度は、議会の議決で若干の保険料を引き下げてもらったわけです。ですから、あくまでここで請願する以上、和歌山県後期高齢者医療広域連合だと私は理解しております。以上です。

○福田議員 議長。

○議長 8番、福田議君。

○福田議員 今お聴きましたとおり和歌山県後期高齢者医療広域連合に対する請願ですよね。これ国じゃないよね。

というのはね、執行者として、この議会で議決されたら、執行者としてね、この軽減

をするんかせんのか。それによって、他の保険料に対しての負担がかかるのか、特に若い人に対してのね。そこを聴きたいわけなんよ。そうやなかったらね、これ決議するんでしょ、請願を。和歌山県後期高齢者医療広域連合に対して、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会から請願出たあるんでしょ。

○議長 8番、福田議員。今のこの請願は和歌山県後期高齢者医療広域連合議会に対しての請願ですので、ここで質疑、討論、採決を行っていきたいと思いますので、ご理解いただけますか。

○福田議員 私も判断のことにおいてね、執行者がね、これによって、ここで議決したとき、その後の影響はどうなるかと聴きたいんですわ。

○議長 福田議員に対してお伝えしたいのは、ここで和歌山県後期高齢者医療広域連合議会としての態度を決めていただきたいということです。

○福田議員 間違ってたらごめんなさいね。だから、この和歌山県後期高齢者医療広域連合議会では提案者は軽減をしてほしいということを議会に求めたんやろ。

○議長 議会にです。はい。この議会において判断していただきたいということです。

○福田議員 執行者に質疑できませんか。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

○連合長 少し変則になるんですけども、8番の議員からのご発言にお答えしたいと思います。

すべからく請願というのは、まず議会の方で意見をまとめていただき、請願が議会の中で採択ということになれば、これが意見書とかそういうものに代わって、当局なり、国とか県とか意見書の送付先が決まるわけでありまして、今回の場合の請願においても連合の方というふうにはこの請願の中では、我々は理解をしておりませんので、まずこの請願について、この連合の議会での意思統一を諮っていただき、採択されれば意見書としておまとめいただき、どこに出すかということも再度協議いただければ、スムーズに行くのではないかなというふうに考えております。以上です。

○福田議員 私が聴きたいのはね、ご承知のとおりね、所得によっても違うんですね、高齢者の。そうですよね、保険料っていうのは、変わってきてるでしょ。

一律的にこれを下げてくれっていうことか、そのあたりをお聴きしたいだけだったんですわ。

○議長 11番、田代哲郎君。答弁願います。

○田代議員 はい。11番。

それは一律的に下げれば一番理想的ですけども、ただ少なくとも上げるということだけは抑えてほしいと。

この議会に出ている条例の改正案でも、例えば、課税限度が57万円から62万円に引き上げられるとか、均等割5割軽減の人は基準額27万円が27万5千円になるとか。均

等割 2 割軽減の人で基準額 49 万円が 50 万円に上がるとか、被扶養者軽減が 7 割軽減から 5 割軽減になるというふうに、それから所得割軽減 2 割軽減が軽減なしというふうに、この保険料というのは、今までずっと上がってきてるし、これからもこのように上がり続けていけば、やはり、先程請願趣旨の中でも申しましたとおり、年金額がどんどん下げられていく中で、高齢者の暮らしというのは非常に厳しくなってくるから、少なくとも保険料が上がるということだけは、軽減できれば一番いいんですけども、保険料が上がっていくということだけは、やはり抑制してほしいということで、請願を出させていただきました。以上です。

○議長 質疑ありませんか。

[「質疑なし」との声]

○議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、請願第 1 号を採決します。本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立少数であります。よって、請願第 1 号は、不採択とすることに決しました。

○議長 次に、日程第 5、議案第 1 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」及び日程第 6、議案第 2 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の 2 件を一括議題とし、当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 番外、広域連合長。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 あらためまして、諸議案について、概要説明をさせていただきますが、その前に、お祝いを申し上げます。先程の議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に橋本市の小林議員がご就任されました。ご就任を心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。何卒、宜しく願いいたします。

また、昨年 7 月から議長をお務めいただきました海南市の黒原議員に対しまして、広域連合並びに、広域連合議会の運営にご尽力いただきました事に、この場をお借りし、心から厚く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。変わらぬご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号の概要について、一括してご説明申し上げます。議案第 1 号及び第 2 号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につ

き議会の同意を求めることについて」でございます。副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項に、三人と定められ、第12条第4項には、関係市町村の長のうちから、これらを選任すると規定されております。

副広域連合長は、三人のうち有田川町長の中山正隆氏、上富田町長の小出隆道氏が、本年2月4日で任期満了となり、現在一人となっております。よって、議案第1号において、引き続き有田川町長の中山正隆氏を、また、議案第2号において、退任されます上富田町長の小出隆道氏の後任といたしまして、新たに現和歌山県町村会の会長であります、紀美野町長の寺本光嘉氏を副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。何卒、ご賛同を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第5、議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより、議案第1号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、選任同意されました中山副広域連合長が、本日の会議に出席します。

中山副広域連合長から就任挨拶の申し出があります。これを許可します。中山副広域連合長。

[副広域連合長 中山正隆君 登壇]

○副広域連合長 有田川町長の中山でございます。議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま、副広域連合長の選任にあたりまして、ご同意をいただきまして、本当にありがとうございます。微力でありますけれども、神出広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑なる運営に、誠心誠意取り組んで参りたいと思います。議員の皆さん方におかれましては、今までと同様に、ご支援、ご協力のほど、よろしく願い申し上げまして、誠に簡単でありますけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長 次に、日程第6、議案第2号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより、議案第2号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議あ

りませんか。

[「異議なし」との声]

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第13、議案第8号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの7件を一括議題とし、当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長　　番外、議長。広域連合長。

○議長　　広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長　　それでは、承認第1号から、議案第8号までにつきまして、その概要を一括してご説明申し上げます。まずは、承認でございます。承認第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う、給料表及び手当の改正でございます。

続きまして、議案第3号及び議案第4号につきましては、平成29年度補正予算関係でございます。一般会計におきまして1,667万4千円を減額補正し、特別会計におきまして1,125万4千円を増額補正するものでございます。

続きまして、条例改正関係でございます。議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の一部及び「行政機関個人情報保護法等改正法」が施行されたことに伴い、関係条例の整備といたしまして、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」について、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布」、「平成30年度及び平成31年度の保険料率改定」及び「賦課限度額の見直し」に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号及び議案第8号は、平成30年度当初予算関係でございます。平成30年度の予算総額は、一般会計で3億3,333万3千円、特別会計で1,437億8,150万2千円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては後程、事務局長から説明させますので、議員の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長　　次に、当局から補足説明のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

[事務局長 沖重樹君 登壇]

○事務局長 事務局長の沖でございます。それでは補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の1ページをお開き願います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年12月15日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認をお願いするものでございます。本条例につきましては、平成29年12月15日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係規定の整備を行うため専決処分したものでございます。改正は、2条構成でございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

7ページをお開き願います。第1条関係は、第24条第2項の勤勉手当の支給率を、6月に100分の85、12月に100分の95に改め、別表の給料表を改正するものでございます。15ページをお開き願います。第2条関係は、第1条関係で改正した第24条第2項の勤勉手当の支給率を、6月、12月ともに100分の90に改正するものでございます。また、平成27年4月から3年間で、給料表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しとして実施されてきた、55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置等について平成30年3月31日をもって廃止されることに伴い、附則第4項から第7項までを削るものでございます。

19ページをお開き願います。附則第4条による改正では、第2条関係で改正した附則での経過措置の廃止に伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の附則に規定されている関係規定を削るものでございます。20ページをお開き願います。附則第5条による改正では、第2条関係で改正した附則での経過措置の廃止に伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の附則に規定されている関係規定を削るものでございます。第1条関係の改正につきましては、平成29年4月1日から適用し、改正後の給料表の適用を受ける場合は、すでに支給されている給与については、内払いとみなす旨、規定しています。また、第2条関係、附則第4条及び附則第5条の改正につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第3号及び第4号の「平成29年度補正予算第2号関係」についてご説明いたします。議案書の26ページをお開き願います。

議案第3号は、平成29年度一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,667万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,220万3千円とするものでございます。予算の内容につきましては、27ページに「款」「項」ごとに計上していますが、歳入歳出予算事項別明細書により、

目ごとにご説明いたします。

29 ページをお開き願います。歳入でございます。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金 1,667 万 4 千円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整として、市町村からの事務費分賦金を減額するものでございます。

30 ページをお開き願います。歳出でございます。第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 1 目 一般管理費 1,652 万 4 千円の減額は、平成 29 年度会計における支出額確定及び決算見込みに伴い補正するものでございます。内訳を節ごとにご覧願ひまして、第 1 節 報酬 12 万 4 千円の減額は、嘱託職員報酬の決算見込みによるもの、第 3 節 職員手当等 438 万 8 千円の減額は、支給人数減少によるものでございます。なお、補正予算給与費明細書につきましては、31 ページ、32 ページをご参照願ひます。30 ページにお戻り願ひます。第 13 節 委託料 16 万 2 千円の減額は、地方公会計財務書類作成委託料の支出額確定によるもの、第 19 節 負担金補助及び交付金 1,200 万円の減額は、決算見込みによるものでございます。第 23 節 償還金利子及び割引料 15 万円の増額は、平成 28 年度の長寿・健康増進事業のうち保健師に係るものについて、確定に伴う特別調整交付金の返還金でございます。第 4 款 予備費、第 1 項 予備費、第 1 目 予備費 15 万円の減額は、その特別調整交付金について、国庫への返還金の財源として調整するものでございます。

次に議案第 4 号、平成 29 年度特別会計補正予算（第 2 号）でございます。34 ページをお開き願ひます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,125 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,452 億 2,572 万 2 千円とするものでございます。予算の内容につきましては、35 ページに「款」「項」ごとに計上してございますが、歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとにご説明いたします。

37 ページをお開き願ひます。歳入でございます。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金 692 万 9 千円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整として、市町村からの事務費分賦金を減額するものでございます。第 2 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 3 目 調整交付金 792 万円 8 千円の増額は、交付対象のうち支出額確定分を減額し、制度見直しに関する広報経費及び国から提供されたシステムの誤りに係る還付加算金の財源分を増額し、調整するものでございます。第 7 款 繰入金、第 1 項 繰入金、第 1 目 基金繰入金 1,025 万 5 千円の増額は、前年度の特別調整交付金の精算に伴う国庫への返還金の財源として、後期高齢者医療給付費準備基金繰入金から繰入れするものでございます。

38 ページをお開き願ひます。歳出でございます。第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費は、854 万 4 千円の増額でございます。この内訳としまして、第 11 節 需用費は、印刷製本費の支出額確定により 183 万円の減額、第 12 節 役務費は、通信運搬費のうち、医療費通知ハガキ郵送に係る割引率及び送付見込数の見直しにより 116 万円の増額、第 13 節 委託費は、作業委託料の支出額確定により 238 万 5 千円の減

額でございます。第 19 節 負担金補助及び交付金 134 万 4 千円の増額は、保険料軽減特例・高額療養費制度見直しリーフレット郵送の増額経費に対する市町村交付金及び医療保険者向け中間サーバー負担金の支出額確定による差額でございます。第 23 節 償還金 利子及び割引料 1,025 万 5 千円の増額は、平成 28 年度の長寿・健康増進事業の確定に伴う特別調整交付金の返還金でございます。第 5 款 基金積立金、第 1 項 基金積立金、第 1 目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金 271 万円の増額は、還付加算金の財源組替に伴って生じた剰余金について、給付費準備基金へ積み立てするものでございます。39 ページをお願いします。第 7 款 諸支出金、第 1 項 償還金及び還付加算金、第 3 目 還付加算金は、国から提供されたシステムの誤りに係る還付加算金について、特別調整交付金で受け入れすることに伴う財源の組替でございます。

続きまして、条例関係でございます。議案書 40 ページをお開き願います。議案第 5 号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。本条例につきましては、「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の一部及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、関係条例の整備といたしまして、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」について、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

43 ページをお開き願います。第 1 条関係は、情報公開条例の一部を改正する条例でございます。第 2 条第 2 号及び第 7 条第 2 号では、個人情報保護条例の一部改正における個人情報の定義の明確化等に伴い、同様の改正を行うものでございます。44 ページをお開き願います。第 2 条関係は、個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。第 2 条第 1 号では、個人情報の定義を改正法と同様に、アの当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報と、イの個人識別符号が含まれる情報の二つに明確化するものでございます。同条第 2 号では個人識別符号の定義を、第 3 号では要配慮個人情報の定義を追加規定してございます。45 ページをお開き願います。第 7 条第 5 項は、第 2 条の定義の改正に伴い文言を整備するものでございます。第 15 条第 2 号及び第 16 条第 2 項では、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものなどの表現を、法改正の趣旨に沿って改正するものでございます。附則で、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

続きまして、議案書 47 ページをお開き願います。議案第 6 号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2 の規定

の新設、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正及び国の財源措置に伴う保険料軽減特例の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

49 ページをお開き願います。まず、平成 30 年度及び平成 31 年度に係る保険料率の改定でございますが、第 8 条は所得割率を 100 分の 8.93 から 100 分の 8.80 に、第 9 条は均等割額を 4 万 4,177 円から 4 万 5,812 円に改めるものでございます。次に、第 12 条は、賦課限度額を 57 万円から 62 万円に改めるものでございます。続きまして、第 14 条第 1 項第 1 号イは、高齢者の医療の確保に関する法律第 93 条の規定の引用条文をより明確にするものでございます。50 ページをお開き願います。第 16 条第 1 項第 2 号は、均等割額 5 割軽減の基準額算出に用いる基本額を 27 万円から 27 万 5 千円に改め、第 3 号におきまして、均等割額 2 割軽減の基準額算出に用いる基本額を 49 万円から 50 万円に改めるものでございます。51 ページをお願いします。第 22 条及び第 23 条は、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2 の規定が新設され、国民健康保険の被保険者で住所地特例の適用を受けている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合に、住所地特例の適用を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることの改正でございます。

続きまして、附則第 9 条及び第 10 条でございますが、これは平成 30 年度において、国が保険料軽減特例の見直しをし、財源を予算措置したことに伴い、附則第 9 条において、平成 30 年度における賦課総額の算定に附則第 4 条と附則第 10 条を適用することの規定を定め、附則第 10 条において、平成 30 年度における被用者保険の被扶養者であった方に係る均等割額を本則第 17 条の 5 割軽減の規定を適用し、資格取得後 2 年経過する月までという規定を適用しないことを定めるものでございます。

続きまして、議案第 7 号、第 8 号「平成 30 年度当初予算関係」についてご説明申し上げます。議案書の 54 ページをお開き願います。

議案第 7 号は「平成 30 年度一般会計予算」でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 3,333 万 3 千円と定めると共に、一時借入金の最高額を 2,000 万円と定めるものでございます。予算の内容につきましては、55 ページ及び 56 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」に、款・項ごとに計上していますが、「歳入歳出予算事項別明細書」により、ご説明いたします。57 ページをお開き願います。「歳入歳出予算事項別明細書 1 総括」でございます。予算の概略につきましては、歳入合計は、前年度と比較して 1 億 3,505 万 7 千円の増額、58 ページをお開き願います。歳出合計も同じく、前年度と比較して 1 億 3,505 万 7 千円の増額となっております。増額の主な要因は、システム機器更改の初期構築費用の財源として財政調整基金から繰入れ、特別会計へ繰出すことによるものでございます。それでは、予算内容の詳細について、「目」ごとにご説明いたします。

59 ページをお願いします。歳入でございます。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負

担金、第1目 市町村分賦金 1億8,985万2千円は、広域連合事務局派遣職員の人件費及び一般事務経費を構成市町村に負担していただくものでございます。第2款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 調整交付金 369万3千円は、保健師1名の経費について、長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金を受入れするものでございます。第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金9千円は、財政調整基金の原資の運用利子でございます。第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金 1億3,973万5千円は、システム機器更改の初期構築費用の財源として財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰入れするものでございます。60ページをお開き願います。第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金1千円及び次の第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子1千円は、科目存置でございます。第6款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入4万2千円は、臨時職員及び嘱託職員の雇用保険料自己負担分等でございます。

61ページをお願いします。歳出でございます。第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費 273万9千円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。62ページをお開き願います。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費1億9,449万8千円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、69ページから71ページまでをご参照願います。戻っていただきまして、64ページをお開き願います。一般管理費の主なものをご説明いたします。第13節 委託料 1,100万円は、新たなホームページの導入管理業務に係る情報発信インターネット業務委託、システム機器更改のうち、情報系システムの初期構築費用に係る電算処理システム移行等業務委託などの費用でございます。第14節 使用料及び賃借料 1,927万円は、事務局事務所の借上げ等に係る費用でございます。65ページをお願いします。第19節 負担金補助及び交付金 1億3,485万8千円は、派遣職員の給与等に係る経費でございます。第2目 財政調整基金費 9千円は、財政調整基金の運用利子を、基金に積み立てるものでございます。66ページをお開き願います。公平委員会費は、前年度から県へ事務を委託したことに伴い廃目としていません。第2款 総務費、第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費 6万5千円は、選挙管理委員会事務に要する諸経費、第2目 広域連合長選挙費 9千円は、広域連合長選挙に要する諸経費、第3目 広域連合議会議員選挙費 7千円は、広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。67ページをお願いします。第2款 総務費、第3項 監査委員費、第1目 監査委員費 16万7千円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。第3款 公債費、第1項 公債費、第1目 利子5万円は、一時借入金利子を計上しています。第4款 諸支出費、第1項 特別会計繰出金、第1目 特別会計繰出金 1億3,528万9千円は、システム機器更改のうち、標準システムの初期構築費用及び旧システム機器撤去等業務費用の財源として、一般会計で繰り入れした財政調整基金を特別会計へ繰り出すものでございます。68ページをお開き願います。第5款 予備費、第1項 予備

費、第1目 予備費につきましては、50万円を計上しています。

続きまして、74ページをお開き願います。議案第8号、平成30年度特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,437億8,150万2千円と定めるとともに、一時借入金の借入れ最高額を100億円と定めるものでございます。また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。予算の内容につきましては、75ページから78ページに、「第1表 歳入歳出予算」として、款・項ごとに計上していますが、「歳入歳出予算事項別明細書」によりご説明いたします。

79ページをお開き願います。まず、予算の概略でございます。「歳入歳出予算事項別明細書 総括」の歳入でございます。前年度と比較いたしまして、19億5,995万9千円の増額となっています。この主な要因は、被保険者数及び一人当たり医療給付費の増加に伴う保険給付費等の増加により、第1款 分担金及び負担金から第4款 支払基金交付金までの定率負担金等が増加したことによるものでございます。

80ページをお開き願います。歳出でございます。前年度と比較して19億5,995万9千円の増額となっています。主なものといたしまして、第1款 総務費で1億1,865万4千円の増額、第2款 保険給付費で、18億2,212万8千円の増額、第4款 保健事業費で1,250万7千円、の増額となっています。続きまして、予算内容の詳細につきまして、ご説明いたします。

81ページをお願いします。歳入でございます。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金 240億6,369万1千円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として4億4,736万9千円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として88億9,114万6千円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として114億4,902万2千円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として、32億7,615万4千円を、それぞれ構成市町村に負担いただくものでございます。第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金 343億4,706万8千円は、医療費に係る国の法定負担分で、第2目 高額医療費負担金 6億725万円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を、国が負担するものでございます。82ページをお開き願います。第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 健康診査事業費補助金 5,536万7千円は、健康診査事業に対して交付を受けるものでございます。第2目 特別高額医療費共同事業費補助金 836万7千円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金でございます。第3目 調整交付金 132億2,150万円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図る目的で交付を受ける普通調整交付金、保健事業を充実させるため等に交付を受ける特別調整交付金でございます。第4目 医療費適正化等推進事業費補助金 177万9千円は、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及促進事業、重複・頻回受診等へ

の訪問指導強化学業に対して交付を受けるものでございます。第5目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金6億7,141万8千円は、保険料軽減等の特例措置に伴う財源として交付を受けるもので、軽減内容見直しの影響を見込んでいます。第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金114億4,902万2千円は、医療費に係る県の法定負担分で、第2目 高額医療費負担金6億725万円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を県が負担するものでございます。83ページをお願いします。第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金573億1,398万3千円は、現役世代からの保険給付に係る支援金でございます。第5款 共同事業交付金、第1項 共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金3,226万5千円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるために交付されるものでございます。第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金4万3千円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資の運用利子でございます。84ページをお開き願います。第7款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 一般会計繰入金1億3,528万9千円は、システム機器更改のうち、標準システムの初期構築費用の財源として取り崩す財政調整基金を、一般会計を通じて繰り入れるものでございます。第2目 基金繰入金10億503万8千円は、保険料率抑制等のために平成30年度に必要な財源を、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れるものでございます。第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金1千円は、科目存置として計上しています。第9款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金1千円及び次の第2目 加算金1千円は、科目存置として計上しています。85ページをお願いします。第9款 諸収入、第2項 預金利子、第1目 預金利子1千円は、歳計現金の預金利子を科目存置として計上しています。第9款 諸収入、第3項 雑入、第1目 第三者納付金2億5,638万7千円は、交通事故等における保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付していただくものでございます。第2目 返納金578万円は、不正不当利得の返納金でございます。第3目 雑入には、科目存置として1千円を計上しています。

86ページをお開き願います。歳出でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費5億8,814万9千円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費でございます。主なものといたしまして、第12節 役務費4,767万1千円は、医療費通知、各種支給額決定通知の郵送経費等を計上し、第13節 委託料4億8,484万円は、電子計算機システム運用委託料、保険給付に係るレセプト点検委託料、87ページに移りまして、レセプトの資格・給付確認並びに統計資料作成等を行う保険者事務執行業務委託料、システム機器更改のうち、標準システムの初期構築費用に係る電算処理システム移行等業務委託などを計上し、第14節 使用料及び賃借料3,940万円は、電算処理の標準システム及び市町村に配置した電子計算機器等の借上料などを計上しています。88ページをお開き願います。第1款 総

務費、第2項 賦課徴収費、第1目 賦課徴収費 32万4千円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費でございます。89ページをお願いします。第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費 1,388億3,800万円は、医科、歯科、調剤、入院時食事・生活療養費及び訪問看護に係る保険給付でございます。第2目 療養費 19億7,900万円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま、マッサージ等に係る保険給付でございます。第3目 審査支払手数料 3億2,071万7千円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料でございます。第2款 保険給付費、第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養費 11億5,600万円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、第2目 高額介護合算療養費 1億6,200万円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。90ページをお開き願います。第2款 保険給付費、第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費 3億36万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行うものでございます。第2款 保険給付費、第4項 その他医療費、第1目 その他医療費 50万円は、災害で被災された方等の一部負担金等減免給付金でございます。第3款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金 4,256万7千円は、著しく高額な医療費に全国の広域連合が共同で取り組む事業に拠出するものでございます。また、その事務費として、第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 8万4千円を計上しています。91ページをお願いします。第4款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費 3億5,083万3千円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございます。主なものとしたしまして、第13節 委託料 2億7,928万8千円は、医科健診及び歯科健診について健康診査実施医療機関への健診及び受診者データの管理を委託するための経費等として計上しています。なお、平成30年度から新規事業として、市町村で実施のドック健診に係るデータ管理を国保連合会へ委託し、医科健診を受診していない被保険者に受診勧奨ハガキを送付することで、健診受診率の向上や医療費の削減を図るため、必要額を計上しています。第19節 負担金補助及び交付金には、「ドック健診事業補助金」3,750万円を計上しています。92ページをお開き願います。第5款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金 64万3千円は、同基金の運用益及び国から提供された保険料システムの誤りに伴う前年度還付加算金に対して交付を受ける平成30年度分特別調整交付金について財源組替した剰余金を、給付費準備基金へ積み立てするものでございます。第6款 公債費、第1項 公債費、第1目 利子 300万円は、一時借入金の利子でございます。93ページをお願いします。第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金 1,667万円は、過年度分保険料についての過誤納に伴う還付金として、市町村に交付するものでございます。第2目 償還金 70万円は、賦課決定の期間制限が定められた平成27年度以前の賦課処分分、国か

ら提供された保険料のシステム誤りにより生じた還付不能金を、保険料特別返還金として支給するものでございます。第3目 還付加算金 195万円5千円は、過年度分保険料の還付に伴う加算金として、市町村に交付するものでございます。第8款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費につきましては、前年度と同様2,000万円を計上しています。

補足説明は以上のとおりでございます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩いたします。再開は14時30分といたします。

[午後2時16分休憩]

[午後2時30分再開]

○議長 休憩以前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている7件のうち、まず、日程第7、承認第1号「専決処分承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第1号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第3号「平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第3号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第4号「平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 議長。

○議長 13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 13番、伊丹です。議長の許可を得ましたので、通告に基づき質疑をさせていただきます。

先程議案第5号につきまして、提案理由の説明、補足説明がございましたが、わからない点が何点かございますので、執行部にお尋ねします。

まず、「個人情報」の範囲と取り扱いについてです。「和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」では個人情報とは、「生存する個人に関する情報」と規定されています。死亡者についての情報が同時に遺族等の生存する個人に係わる情報でもある場合、どのような取扱いになるのでしょうか。ご説明をお願いします。

次に、「個人情報」と「個人識別符号」についてお尋ねします。

補足説明あるいは議案書の中にも説明がございましたが、この説明では具体的なイメージがわかりませんので、「個人情報」とはどのようなものであるのかの説明。2つ目として、「個人識別符号」に定められている番号・記号とはどのようなものなのでしょうか。ご説明をお願いします。

それから、この条例改正後の個人情報の利活用についてお尋ねします。

この条例改正によって、個人情報の利活用が拡大されることはあるのでしょうか。

以上、執行部の答弁を求めます。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 13番、伊丹議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の「第2条関係、和歌山県後期

高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、3点ございます。

まず1点目ですけれども、個人情報とは、「生存する個人に関する情報」と規定されています。死亡者についての情報が同時に遺族等の生存する個人に係わる情報でもある場合、どのように取扱いになるのかとのご質問です。

今回の条例改正は、「個人情報の保護に関する法律」第2条に規定されているとおり「生存する個人に関する情報」と定義するもので、死亡者の個人情報は保護の取扱い対象ではないとしています。

しかし、当広域連合が保有する個人情報である診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書については、文書保存期間内において、死亡者の遺族、遺族の法定代理人及び遺族が委任した代理人が開示請求をできるように「和歌山県後期高齢者医療診療報酬明細書等の開示に係る取扱規則」に基づき取扱いを行っています。

次に2点目ですけれども、第2条の「個人情報」の具体的な説明、「個人識別符号」に定められている記号・番号とは、とのご質問です。

「個人情報」とは、広域連合が保有する被保険者情報で氏名、生年月日、住所、電話番号その他の記述等により特定の個人を識別することができるものです。

また、「個人識別符号」に定められている番号・記号とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項第1号に規定されている「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」として「指紋認識データ、顔認識データ」などが挙げられます。

また、同項第2号に規定される「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」として「旅券番号、運転免許証番号、後期高齢者医療制度の被保険者証番号」などが挙げられます。

最後に3点目です。この条例改正により個人情報の利活用が拡大されることがあるのか、とのご質問です。

今回の改正は、「個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法」の法改正により、個人情報の定義が明確化されたことに伴い、当広域連合の個人情報保護条例も同様の改正を行うもので、個人情報の利活用の拡大に繋がるものではありません。

以上でございます。

○議長 再質疑ありませんか。

○伊丹議員 議長。

○議長 13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 はい。13番、伊丹です。

それでは、今ご答弁いただいたことに対して、2点ほど確認のために再質疑いたします。

「個人識別符号」の説明で、旅券番号、運転免許証番号、後期高齢者医療制度の被保険者番号などが挙げられますとのご説明でした。

「個人識別符号」というのは、「改正個人情報保護法」に26列挙されています。個人番号、いわゆるマイナンバーを含んで26列挙されています。この全てを含んでいるのか、あるいは、一部除くものがあるのかどうか確認したいと思います。

それから、それに関連してですけれども、もしマイナンバーを含んでいる場合、政府はマイナンバーの活用を拡大するよう政策を進めております。

先程、「この条例改正で個人情報の利活用の拡大に繋がるものではありません」というご答弁でしたが、念のために、もしマイナンバーが含まれている場合、マイナンバーを活用しての個人情報の利活用の拡大は行うものではないのかどうか。

この2点を確認したいと思います。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 はい。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 再質疑にお応えいたします。

「個人識別符号」について、国の法律では26項目の該当があるが、広域連合の条例改正においても、同様に対象となるのかというご質疑ですけれども、国の法律・政令・規則で規定されている全てが対象となります。

続きまして、マイナンバーの利活用が広がるのかというご質疑ですけれども、国としては、マイナンバー法と合わせて、企業の利活用に繋げたいという意向はあるようですが、広域連合としましては、この条例改正をもって今すぐ個人情報の利活用の拡大に繋がるものではないと考えてございます。以上です。

○議長 再々質疑ありませんか。

○伊丹議員 終わります。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決すること

に決しました。

次に、日程第 11、議案第 6 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。18 番、中西満寿美君。

○中西議員 はい。

○議長 18 番、中西満寿美君。

○中西議員 はい。18 番、中西です。

議案第 6 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を通告に従ってさせていただきます。

大きく 4 点の質疑をさせていただきます。まず 1 つは、条例の第 8 条、第 9 条についてでございますが、まず 1 点目、所得割率を 0.13%減とし均等割額を 1,635 円増としたこれはどうしてですか。

2 点目、算出にあたって所得割賦課割合を 42/100、均等割賦課割合を 58/100 とした理由はなんですか。

3 点目、保険料改定に当たっての国からの主要通知に全国単位の伸び率の見込みは、被保険者数 30 年度 2.8%、31 年度 2.8%、1 人当たり医療給付費 30 年度 -0.9%、31 年度 0.3%となっております。ところが、和歌山県の広域連合の被保険者数の伸びは 30 年度 1.84%、31 年度 1.37%と全国単位の伸び率に比べ低くなっております。しかし、1 人当たりの医療給付費は 30 年度 0.21%、31 年度 1.78%と全国に比べて高く見込んでおりますがそれはどうしてでしょうか。

続きまして、第 12 条、第 16 条につきまして、1 点目、57 万円を 62 万円に引き上げたとなっておりますが該当する人は何人位いますか。

2 点目、27 万円を 27 万 5 千円に改めた場合の該当する人数。

3 点目、49 万円を 50 万円に改めた場合、その該当するのは何人位か。

次に、第 10 条附則について質問します。被保険者の被扶養者であった人に対する軽減特例の見直しによって影響を受ける人は何人位いますか。

最後に、財政安定化基金についてお伺いします。30 年度見込額として、財政安定化基金が約 23 億 5 千万円ありますが、保険料率抑制のために使わないのは何故ですか。

又、安定化基金は 28 年度より拠出額が 0 となっておりますが、この 23 億 5 千万円位でいいと、必要だと、こういうように考えておられるのですか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長 当局より答弁求めます。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 18 番、中西議員の質疑にお答えいたします。

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の第 8 条及び第 9 条について、3

点でございます。

1点目の「所得割率を0.13%減とし、均等割額を1,635円増とした理由」とのご質疑です。

まず、保険料収納必要額は、2年前に比べ、主に医療給付費の伸びで大きくなっています。この保険料収納必要額を賦課割合で所得割分と均等割分に分けます。所得割分については、2年前の保険料率改定時に比べ、被保険者の所得が高くなっていることから、0.13%減となりました。均等割分については、保険料収納必要額の増加分を均等割額で賄う必要があるため、1,635円の増となりました。

2点目、「算出にあたって、所得割賦課割合を42/100、均等割賦課割合を58/100とした理由」とのご質疑です。

賦課割合については、国から示された全国1人当たりの所得に対する和歌山県1人当たりの所得の比率を表す数値を用いて算定します。和歌山県の場合は、全国平均を1とした場合0.7224の所得になりますので、均等割と所得割の比率は58:42となります。

3点目、「1人当たり医療給付費は、30年度0.21%、31年度1.78%と全国単位の伸び率に比べ高く見込んでいる。それは何故か。」のご質疑です。

まず、当広域連合における医療給付費の伸び率は、平成27年度、平成28年度の実績及び平成29年度見込みを含めた直近3か年度の平均伸び率を1.4%として見込んでいます。さらに、平成30年度については、診療報酬改定率マイナス1.19%を加味してプラス0.21%と見込み、平成31年度については、平成31年10月に予定されている消費税率8%から10%への改定の影響プラス0.38%を加味して1.78%と見込んでいます。

次に、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の第12条及び第16条について、3点ございます。

1点目の「57万円を62万円に改めた場合、該当する人は何人位か」との賦課限度額引上げ後の該当人数についてのご質疑です。

平成30年度の「賦課見込」で算出したところ、賦課限度額超過による対象者は、約1,100人となっています。

2点目及び3点目の「27万円を27万5千円に改めた場合の該当する人数」、「49万円を50万円に改めた場合の該当する人数」との軽減適用範囲拡大による均等割5割軽減及び2割軽減の該当人数についてのご質疑です。

平成30年度の「賦課見込」で算出したところ、均等割5割軽減の対象者は、約16,300人、均等割2割軽減の対象者は、約15,000人となっています。

次に、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の附則第10条についての質疑です。「被保険者（被用者保険）の被扶養者であった人に対する軽減特例の見直しによって、影響をうける人は何人位いるのか」とのご質疑です。

平成30年度の「賦課見込」で算出したところ、元被扶養者は約16,200人で、そのうち影響を受ける人は約5,400人です。

次に財政安定化基金について、平成 30 年度見込額として約 23 億 5 千万円あるが、保険料率抑制のために使わないのは何故か。また、安定化基金は 28 年度より拠出額 0 となっているが、23 億 5 千万円位必要と考えるのか、とのご質疑です。

広域連合といたしましては、不測の事態により財源不足が生じるかもしれないという、将来のリスクに備えておく必要があると考えています。ただし、保険料が著しく上昇する事態があれば、基金を取り崩してでも一定程度抑制する対応も必要ですが、今回の改定による 1 人当たり平均保険料の増加額は 335 円、率にして約 0.62%と低く抑えられたこと、保険料増加抑制のために財政安定化基金から交付を受けることは、次期保険料率改定において保険料増加要因となることから、今回は基金を取り崩さないという判断をいたしました。

また、財政安定化基金の設置者及び運営者は県であり、基金残高が約 23 億 5 千万円であることから、事業の実施に十分足りうる額であること、基金設立から現在に至るまで基金を利用する事態が発生していないこと、との理由による県の判断により、平成 28 年度から新たな積立てを行ってございません。

以上でございます。

○議長 再質疑ありませんか。

○中西議員 はい。

○議長 18 番、中西満寿美君。

○中西議員 はい。18 番、中西です。

3 つの再質疑をさせていただきます。

まず 1 点目、保険料の均等割というのは、所得に関わらず全ての人の負担増となると思いますが、そこで、この所得割が 0.13%減らしたと、これはなぜかと言いますと、お答えでは、「所得が少し上がったからや」とこういうご説明でございましたが、これではその所得の低い人に対するこの保険料、高くなるんと違うんかということをご説明をどうかなということ、もう 1 回ご説明をお願いしたいと思います。

それから 2 点目は、被保険者数の伸びが低いのに、一人当たりの医療費が和歌山県後期高齢者医療広域連合が伸びている。その理由として、診療報酬の改定とか、消費税の改定とか、こういうことを説明されたと思うんですけども、これは全国で行われることで、消費税の改定も、診療報酬の改定も和歌山県後期高齢者医療広域連合だけが行うことではありませんので、和歌山県後期高齢者医療広域連合で特にどういう理由があつて、この 1 人当たりの医療費の伸び率を全国平均よりも高くしたのかということがわかりませんので、もう 1 回ご説明をお願いしたいと思います。

それから 3 点目の財政安定化基金に対してでございますが、これは「何らかの緊急な事態においとくもんで、手をつけてはいかんのや」ということでございますが、「相当な保険料の上昇が見込まれるときは投入する」というご説明でございましたが、どのくらいの保険料の上昇が見込まれたときにこの財政安定化基金を投入すると考えたらい

いんかなということと、それからもう1つは、これは2025年問題と言われまして、団塊の世代が後期高齢者に入ってくる時、被保険者もまた医療費も増えてくると思うんですが、そういう時を考えておられるのかということです。

それから、そういう将来も保険料の値上げっていうのがなかなか避けられない中で、広域連合として、特に医療費を抑えるためのどのような取組を考えておられるのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 当局より答弁願います。

○業務課長 議長、番外。

○議長 業務課長、岡真次君。

○業務課長 それでは、18番、中西議員の再質疑にお答えいたします。

3点ございます。まず1点目の均等割所得割に関して、今回所得割が下がって均等割が上がりまして、その均等割上がった方の低所得者の人に負担があるのではないかなというご質疑です。

均等割と所得割の比率につきましては、国の財政調整交付金所得係数から算出された和歌山県の賦課割合を保険料率算定に反映しなくてはならないため、所得割率を上げて、均等割を下げるような変更はできないために計算しまして、58:42となっております。

それで均等割額につきまして、58%を均等割で賦課で集める必要がありますので、それを対象の被保険者で割りますと、今回の均等割額が1,635円増加したものでございます。

次に2点目、「医療給付費の伸びについて、国の伸び率よりも和歌山県の伸び率の方が高いのは、和歌山県広域連合に特別な理由があるのか」とのご質疑です。

平成27年度において、高額なC型肝炎新薬が新規保険適用されたことや、県内屈指の大病院である日赤医療センターが院外処方せんへ完全移行した影響を受けております。また、近年の医療の高度化の影響により医科の入院費が伸びていることが原因であると考えています。

次に、3点目の「保険料を抑制するのに和歌山県広域連合はどのような対策を考えているのか」とのご質疑です。

当広域連合といたしましては、保険料の増加を抑制するため、健康診査事業、ドック健診事業、重複・頻回受診者訪問指導事業、後発医薬品の差額通知事業等の医療費の適正化、健康推進事業への取組を更に充実させることにより、医療費の抑制に努めて参りたいと考えています。

以上でございます。

○議長 再々質疑ありませんか。

○中西議員 はい。

○議長 18番、中西満寿美君。

○中西議員 はい。18番、中西です。

3点目の質疑で、非常にこの保険料の上昇が予想される場合に、見込まれる場合に財

政安定化基金の投入も考えるという説明でございましたので、大体どのくらいか。これは今はお答えできないことなのでしょう。

その点、回答が漏れていたと思いますのでよろしくお願いします。

○議長 当局より答弁願います。

○総務課長 番外。

○議長 総務課長、堀畑明秀君。

○総務課長 「保険料がどの程度上がれば県の安定化基金の活用を考えるか」という議員のご質疑でございますけれども、広域連合といたしましては、今現在どれぐらいの金額が上がれば安定化基金を投入するかということは、検討しているところではございません。

実際、次期保険料算定におきまして、算定した結果、この均等割額、この保険料額、保険料率では、被保険者の方にかかなりの負担がかかるという判断をしたときに、県と協議いたしまして、県の安定化基金の活用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。18番、中西満寿美君。

○中西議員 はい。18番、中西です。

和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に反対する立場で意見を述べさせていただきます。

まず1つは、先程、請願の趣旨説明で田代議員が縷々述べられましたように、高齢者の生活実態、これは非常に厳しいものになっているということです。

しかし、これは全員が、高齢者皆が貧しいんかというたらそうではない。非常に格差が広がっているということです。

例えば、先程の私の質疑に、限度額57万円を62万円に増やすことによって何人が該当するんかというたら、1,100人位という回答でございました。

この人たちの年間の所得はいったいどの位かと聴きますと、年間685万円位あるということなんです。でこの人たちは一方に、こういうふうな人たちもいてるわけです。

しかし、1,100人といいますと、今和歌山県後期高齢者の数は16万何千人ということですから、その685万円以上のそういう年間の所得のある人っていうのは1%にも満たないと、大多数は、前にもいただいたグラフにもありましたように1万円以下のその保険料っていう人達が8万何千人っててると、大多数は非常に所得の低い人達だというそういうところがあります。

そして、年金が高額の所得の人は、年金だけではそんなにないと思いますが、高齢者の多くは、年金が収入のほとんどということですね。そして、その年金が先程、田代議員が言われたように、今年4月から年金カット法というのが施行されて、物価が上

がっても賃金が上がらなんだら、年金は上げんと。

そういうふうな中で、年金が年々削られていく、その削られていく中から、今年4月から第7期の介護保険が始まるんですけど、この介護保険は軒並み保険料は値上げだと思います。それが天引きされていくと、そういうふうな実態がひとつあるということですね。

それからもう1つは、先程も来年消費税の改定を予想して言われましたけれども、10月ですか、消費税10%とということが言われております。物価が上がっていく、こういう中でいったいどんなにして暮らしていこうかという、そういう高齢者の方がたくさんおられます。

話をしていますと、「もう長生きしすぎたよう」とか、「今は元気やけども病気や介護が必要になったらどうなるんやろか」、「葬式がちっとおいとかなあかんのに子供に迷惑かけられんしな」、もう本当に将来に不安をもつそんな話ばかりが聞こえてきます。

そういう中で、この後期高齢者の保険料も、先程の説明の中ではこれはわずかである、0.62%ですか、わずかな値上げやとそういうふうなご説明ありましたが、所得の低い人にとってはそんなにわずかではないということでは是非据え置きをしていただきたいという、そういう立場からこの条例の改正については反対をいたします。

以上よろしく申し上げます。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第7号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 議長。

○議長 13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 13番、伊丹です。

議長の許可を得ましたので討論を行います。

議案第7号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療の財政を現役世代と「別勘定」で運営する制度で、高齢者が増え、そして医療費が増えるにつれて被保険者である高齢者の保険料がどんどん引き上げられていきます。後期高齢者医療制度は、社会保険という公的な医療保険制度です。健康な人も健康に不安を抱える人も、また老いも若きも互いに支え合ってこそ社会保険制度と言えるのではないのでしょうか。しかし、健康上のリスクの高い高齢者だけを囲い込んで「別勘定」にしてしまう後期高齢者医療制度は、公的保険である社会保険として大きな問題をもった制度であると言わざるを得ません。

後期高齢者医療制度は国が作ったものです。そして、この制度のもつ根本的な問題の解決は、国が責任をもって行うべきものです。

昨年 11 月 15 日付で、全国後期高齢者医療広域連合協議会が後期高齢者医療制度に関する要望書を提出しています。その中で、後期高齢者医療制度改革の今後の検討にあたっては、本制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加と、国の責任ある財政支援を拡充することを国に要望しています。

この全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望は、私は至極最も正鵠を射たものだと思います。後期高齢者医療制度のもつ問題の解決のため、社会保障関係の国庫負担を抜本的に増額することを政府は早急に行うべきだと考えます。

高齢者が安心して暮らせる社会を作ることは、政治の重要な責任です。とりわけ、急速に高齢化が進んでいる日本では、安心して高齢期を過ごせるかどうかは、全国的な問題としてますます重要な課題となっています。安倍政権は社会保障制度の見直しに対して、全世代型の社会保障への転換と言っています。

そもそも社会保障とは、憲法に基づく誰もが安心して暮らせるための保障であって、全ての世代、全ての国民に保障されるものです。全世代型でない社会保障などあり得ません。

ところが、高齢者に対してだけでなく子供の貧困の問題に症状的に表れているように、子供に対しても冷たい仕打ちで、負担と痛みを押つけてきたのが、これまでの政治ではないのでしょうか。

そのような政治を引き継ぐ安倍政権は、後期高齢者医療制度の持つ根本的な問題の解決を図ろうとせず、その真逆の高齢者に、負担増を押しつける政策を執り続けています。この状況を改め、高齢者の負担軽減、特に社会保障の視点から、経済的に困窮している高齢者の負担軽減策を執るべきであると考えます。そのための抜本的根本的解決として、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保険制度に戻すことを求めるものです。

以上後期高齢者医療制度自体に反対する立場から、議案第 7 号「平成 30 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に反対します。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立多数であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第8号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい。11番。

○議長 11番、田代哲郎君。

○田代議員 それでは、議案第8号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療特別会計予算」について質疑いたします。

まず、歳出で87ページ1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 13節 委託料です。電算処理システム移行等業務委託料1億3,507万5千円。これは説明の中でもありましたが、もう少し具体的な業務内容について説明をお願いいたします。

それから同じ委託料の中の、重複・頻回受診者訪問委託料68万8千円。これは平成29年度予算と同額の計上です。平成28年度の決算額は24万5千円となって非常に不用額が出ています。データヘルス計画では平成29年度の成果目標は7市町村となっていますが、平成29年度の実績はどんな状況か説明を求めます。

4款 保健事業費は91ページです。1項 健康保持増進事業費 1目 健康診査費3億5,083万3千円の計上です。平成29年度は、3億3,832万6千円の計上でした。平成28年度決算額は2億4,833万6千323円となっています。13節 委託料2億7,928万8千円の計上ですが、平成28年度決算額1億8,600万円余りです。データヘルス計画では平成29年度受診率を15.0%の目標にしています。実際に平成29年度の受診率はどんな状況なのか答弁を求めます。

それから、検査項目の血液検査の項目で、中性脂肪、トリグリセリドですども、それからHDLコレステロール、LDLコレステロール、GOT、GPT、γGTP等の肝臓の指標、それからヘモグロビンA1C糖尿病の指標ですけど、これらの項目が並んでいます。そして、あと医師の判断による追加項目として赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリットなどの貧血の検査と、心電図検査が加わることになっています。

ただ、後期高齢者の場合はむしろ栄養不良や鉄欠乏などに伴う貧血や、心不全に結び付く不整脈がないかなどの方が大事ではないかと思えます。

したがって、貧血の検査や心電図などを基本健診項目に加えることはできないのか答弁を求めます。

それから、先程説明でありましたが、健康診査未受診者勧奨通知作成委託料15万2

千円。これ新規計上なんです、少し詳しく事業内容の説明を求めます。

それから、負担金補助及び交付金で、ドック健診事業補助金 3,750 万円の計上です。平成 28 年度は決算額 3,619 万 3 千円となっています。平成 29 年度はこの補助実施市町村の目標として 23 市町村を挙げていますが、実際に平成 29 年度の実施市町村数はどの程度の見通しか答弁を求めます。

それから、保険事業費負担金として 370 万円の新規計上が行われています。この事業内容の説明を求めます。

以上です。

○議長 当局より答弁を求めます。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 11 番、田代議員のご質疑にお答えいたします。

議案第 8 号「平成 30 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」について、7 点ございます。

1 点目の「電算処理システム移行等業務委託料 1 億 3,507 万 5 千円の事業内容の具体的な説明を求めます」とのご質疑です。

後期高齢者医療広域連合標準システムに係るシステム機器の更改事業に際し、個人情報を含むデータ移行、システム構築及び市町村への端末展開作業などの費用となっています。

次に、2 点目、「重複・頻回受診者訪問事業の平成 29 年度実績はどのような状況か」とのご質疑です。

重複・頻回受診者訪問事業につきましては、広域連合が市町村に委託して実施しているもので、広域連合がレセプト情報から過度な受診が見受けられる対象者を抽出し、そのデータをもとに、各市町村の保健師が指導対象者を選定し、適正受診に必要な指導援助を行う事業です。平成 29 年度の状況につきましては、6 市町で実施しています。

次に、3 点目、「平成 29 年度健康診査の受診率はどうなる見通しか」とのご質疑です。

健康診査の受診者数は、平成 29 年 12 月末時点で前年度の同月と比較しますと、約 3,000 人多い 13,131 人となっています。この結果を踏まえ、平成 29 年度健康診査の受診率につきましては、14.7%と見込んでいます。なお、前年度より増加した要因としては、平成 29 年度から健康診査の自己負担料を無料にしたことが主な要因であると考えています。

次に、4 点目の「貧血の検査と心電図などを基本健康診査の項目に加えることはできないのか」とのご質疑です。

現在、当広域連合で実施しています健康診査につきましては、国の補助金交付要綱に定められた健診項目に合わせて、基本項目及び医師が必要と判断した場合に行う追加項

目に基づき実施しています。

議員ご提案の貧血検査・心電図検査の健診項目につきましては、現在のところ医師が必要と判断した場合に行う追加項目で実施しています。基本項目で実施しますと補助金交付要綱の補助対象外となってしまうことから、国からの補助が受けられず、保険料を充てることとなるため、現状においては実施は困難であると考えております。

次に、5点目の「健康診査未受診者勧奨通知作成委託料の事業内容について」のご質疑です。

健康診査未受診者勧奨通知作成委託につきましては、被保険者の健康保持増進及び生活習慣病の早期発見並びに医療費の適正化を図るため、健康診査の受診率向上対策として、健康診査未受診者に対して受診勧奨を実施するものでございます。

対象者は、平成29年度健康診査未受診者であって、平成30年度当該事業を実施するまでの間未受診であると確認できた者で、かつ当該対象期間において医療機関を未受診の方に対して、ハガキで健康診査の受診勧奨を通知するものです。

次に、6点目、「平成29年度のドック健診事業の実施市町村数はどうなる見通しか」とのご質疑です。

ドック健診事業は、市町村が実施する事業に対し、広域連合が国の補助金を活用して補助するものであり、被保険者の健康増進、疾病の早期発見等に有効な事業であり、平成22年度から開始したものです。

直近の推移につきましては、平成27年度は19市町村、平成28年度は20市町村に補助金を交付しています。なお、平成29年度のドック健診事業の実施市町村数につきましては、22市町村から申請があり、事業を実施しています。

次に、7点目の「保健事業等負担金の事業内容について」のご質疑です。

保健事業等負担金につきましては、健康診査のデータ管理等に利用している国保データベースシステムの運用等負担金、後期高齢者ヘルスサポート事業に係る保健事業等保険者支援負担金、関係団体負担金を、国保連合会へ支払うものでございます。

以上でございます。

○議長 再質疑ありませんか。

○田代議員 はい、11番。

○議長 11番、田代哲郎君。

○田代議員 総務費の中の電算処理システム移行等業務委託料1億3,500万円余りですけれども、この費用の中に、例えば事務局とか市町村のパソコンの購入費用等を含んでいるのかどうか、答弁を求めます。

それから、重複・頻回受診者訪問委託料68万8千円ですけれども、6市町村、もう少し上がっているんですかね。

ただ、重複・頻回受診者を訪問を実施している市町村で具体的なアプローチの成果というのは、どうなっているのか答弁を求めます。

それから、検査項目、保健事業費の中の健康診査費ですが、「国の補助の対象になっているところに限定しないと補助が受けられないので、それ以外は補助が出ないので保険料から支払われなければならない」という答弁ですけれども、国に対して貧血とか心電図等の検査を基本健診に加えるという要望を働きかけるのは、難しいのでしょうか。どう考えておられるのか答弁を求めます。

それから、健康診査未受診者勧奨通知作成委託料で、ハガキということですが、これ電話での受信勧奨を実施するという、そういう考えは持っておられないのかどうか。これの方が効果は高いと思うんですが。

それから、ドック健診事業補助金ですが、まだまだ県下のいくつかの市町村でドックの補助を実施していないようですが、そのドック健診への補助を実施していない市町村が実施しない理由というのは、何なのか答弁を求めます。

以上です。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 11番、田代議員の再質疑にお答えいたします。

「電算処理システム移行等業務委託料に事務局・市町村のパソコンの費用を含むのか」とのご質疑です。

後期高齢者医療広域連合標準システムに係るシステム機器のパソコンの費用については、事務局で25台、市町村で50台、合計75台を平成31年4月からリースにて設置し、稼働させる予定としていますので、この委託料には含まれておりません。

当該委託料については、第1問目でご答弁しましたとおり個人情報を含むデータ移行、システム構築及び市町村への端末展開作業などのセットアップに係る費用でございます。

次に、「重複・頻回受診者訪問事業を実施している市町村で成果は出ているのか」とのご質疑です。

重複・頻回受診者訪問事業につきましては、実施市町村から訪問指導記録の報告をいただいています。訪問したことにより、被保険者の健康などの意識に影響を与え、訪問の成果は出ているものと考えています。

平成28年度重複・頻回受診者訪問事業では、重複受診者への訪問指導は23名のうち7名に改善がみられ、頻回受診者への訪問指導は2名のうち1名に改善がみられています。まだまだ対象者は少ないですが、今後も引き続き事業拡大に向け市町村に協力を求めてまいります。

次に、「国に対して貧血の検査と心電図などを基本項目に加える要望を働きかけるのは、難しいか」とのご質疑です。

健康診査の受診率向上に資するよう、後期高齢者の健康診査における健診項目の拡充

を図ることについて、全国後期高齢者医療広域連合協議会から国へ要望しています。

次に、「健康診査未受診者への受診勧奨について、電話で受診勧奨を実施しないのか」とのご質疑です。

議員ご提案の健康診査の未受診者への電話での受診勧奨につきましては、当広域連合には被保険者全員の電話番号情報がなく、また、保健事業を直接実施する人的余裕もないことから、現在のところ電話での受診勧奨を実施するのは難しい状況です。

しかし、健康診査未受診者への電話での受診勧奨につきましては、受診率向上のための有効な手段の一つであると認識していますので、実施可能であるか、調査研究して参りたいと考えております。

次に、「市町村がドック健診を実施しない理由は何か」とのご質疑です。

ドック健診事業につきましては、市町村の課長で構成される幹事会で事業説明を行い、ご意見を聞きながら進めています。

また、毎年 10 月に、次年度のドック健診事業に係る補助金について、全市町村を対象に情報提供を行っています。

その中で、次年度にドック健診事業を行わない市町村におきましては、「事業実施予定がない」、「前年度、今年度と事業を行っていないので、来年度も行いません」という回答をいただいております。

以上でございます。

○議長 再々質疑ありませんか。

○田代議員 ないです。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。13 番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 議長。

○議長 13 番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 議長の許可を得ましたので、討論を行います。

議案第 8 号「平成 30 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」に反対の立場から、討論を行います。

平成 30 年度は 2 年に 1 度の保険料の見直しの年度です。新しい保険料率算定にあたり、後期高齢者医療給付費準備基金の全額 24 億 2,812 万 5 千円を投入し、被保険者の保険料負担の軽減を図るという施策を講じられたことを評価するものです。

しかし、その施策の内容ですが、応能負担である所得割率を引き上げる一方で、応益負担である均等割額を増額しています。所得に関係なく頭割で課せられる均等割額を増額することには、大きな問題があると考えられます。

先程の議案第 6 号でのこの件に関する質問で、執行部の方から、「応益負担と応能負担の割合は規定に基づいて算定している、県独自の裁量ではいかんともしがたい」とい

うような内容の答弁があったと思います。

しかし、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者全員に加入を義務付け、保険料を徴収するという公的な社会保険制度をとっています。

「私には公的保険が必要ないから」とか、「私は保険料が払えないから」、という理由で「後期高齢者医療保険に入りません」、あるいは、「保険料払いません」、ということは認められません。その意味でこの制度は、強制加入の税に準じたものだといえます。

さて、その税の徴収には、能力に応じて、つまり収入に応じて税を課するという応能負担の原則があります。後期高齢者医療保険の所得割は、この原則に基づくものです。

しかし、一方で収入の多寡に関わらず、所得金額が0でも一定額の保険料を払わなければいけない均等割があります。この均等割は能力に応じて負担すべきという税の応能負担原則の考えに合わないものです。

また、後期高齢者医療の保険料は、年金からの天引が原則です。

しかし、年金が年額18万円未満の人や、介護保険料との合計額が年金額の1/2を超える人は、送付される納付書や口座振替により保険料を個人ごとに納めることになっています。このような所得の少ない人からも徴収するのは、生活費には課税しないという税の原則にも反します。

このような中でですね、県独自でですね、保険料のこの応益部分応能部分の割合を決められないというのは、やはりこの制度の大きな問題だと思います。平成30年度、31年度についても、少なくとも均等割を引き上げないという、財政安定化基金等活用してそういう保険料算定を行う、そういった選択肢も採るべきではなかったのかと私は思います。

さて、その和歌山県後期高齢者医療広域連合財政安定化基金の活用について意見を述べます。

現在、年金が減り続ける中、物価の高騰、消費税引上で、多くの高齢者の暮らしは大変な状況です。これ以上の保険料の値上げは耐えられないのではないのでしょうか。高齢者の医療費の自然増分さえも抑えこむ社会保障切捨てという国の悪政から、広域連合は高齢者の命と生活を守る防波堤になるべきだと考えます。そのために財政安定化基金の活用を考えるべきであったと考えます。

保険料の抑制策について、広域連合執行部の皆さんと私との間には、保険料に関する考え方や主義主張の違いがあります。

しかし、考え方の違いはあっても、被保険者の負担軽減を図るため、執行部の皆さんは、執行部の考え方に基づいて保険料抑制のために努力しているものと私は認識しております。その都道府県の保険料抑制の取組に関して、平成25年、2013年のことですが、次のような事があり問題になりました。

それは、保険料抑制のため財政安定化基金を活用しようとしている都道府県に対し、当時の厚生労働省高齢者医療課の課長が、「これからは高齢者にどんどん負担を求める

時代だ。先の短い高齢者に基金を取り崩して保険料を下げるような優遇はすべきでない。保険料を下げるようなら、国の拠出金は引き下げる。」などと圧力を加えたとの告発が、しんぶん赤旗に寄せられました。

高齢者の身近にいて、高齢者の医療の問題に一番通じている都道府県の広域連合が、経済的に苦しい高齢者の立場に立って行おうとしている保険料抑制という施策に、国が圧力をかけたというのです。このようなことは、あってはならないことではないでしょうか。

そもそも保険料が値上がり続けるのは、高齢者だけを切り離した制度を国が作ったことに原因があります。この問題は国の責任で解決すべきものです。その責任を都道府県に押しつけるのは間違っています。

抜本的根本的な解決策は、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すことです。このことを反対理由に付け加え、私の討論を終わります。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第8号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立多数であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、3時50分まで休憩させていただきます。

[午後3時40分休憩]

[午後3時50分再開]

○議長 休憩以前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程第14、一般質問を行います。13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 議長。

○議長 13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 はい。13番、伊丹です。

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

本日の議会で、情報公開及び個人情報保護条例が、審議・可決されました。個人情報

は時代とともに、情報の中身・量・質とも大きく変化してきています。私が学校を卒業して、就職始めた頃、個人情報というと、住所・氏名・生年月日・運転免許の番号や健康保険の番号、その程度のものでした。それが現在、住基の番号、あるいは最近ではマイナンバー、そういったところまで広がりを見せています。またDNAの配列などという、目に見えない記号化できないようなものまで個人情報とされています。また、IT化の進展や、行政サービスの多様化で、情報の運用の仕方も大きく変わってきています。

そのような状況の中で、情報公開や個人情報保護について、国や地方でも法や制度が整えられてきています。県後期高齢者医療広域連合でも個人情報保護条例を制定され、個人情報の開示や保護をそれに基づいて行われています。

その和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の第1条に目的が書かれています。そこには、「広域連合が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」このように書かれています。

この目的に沿って、広域連合が情報開示・情報保護を行っているかどうか、それは議会議員である私達がしっかりチェックする。それが、議員の仕事の一つであると私は考えます。その考えに基づきまして一般質問を行います。

まず、個人情報に係る情報公開についてお尋ねします。

1つ目、平成28年度の個人情報開示請求件数及び実施機関毎の処理状況、その内訳（全部開示・部分開示・全部非開示・情報不存在・取り下げ・却下）、それから、不服申し立て件数についてどのぐらいあったのかお尋ねします。

2つ目、個人情報の訂正請求・利用停止請求及び是正申し出があったのかどうか。あればその件数についてもお尋ねします。

次に、個人情報保護制度の運用についてお尋ねします。

1つ目、個人情報保護条例に基づき行うことができる個人情報の開示・訂正・利用停止の請求についてどのように被保険者等に周知しておられるでしょうか。

2つ目、広域連合が保有する個人情報を適正に取り扱うために、条例や施行規則以外に運用のルール、要綱とかマニュアル等を定めていられるでしょうか。

3つ目、情報公開・個人情報保護をよりいっそう推進するために今後どのような方策をお考えですか。

以上、当局の答弁を求めます。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 13番、伊丹議員の一般質問にお答えします。

個人情報に係る情報公開について、2点です。

まず1点目、「平成28年度の個人情報開示請求件数及び実施機関毎の処理状況（全部開示・部分開示・全部非開示・情報不存在・取り下げ・却下）、不服申し立て件数について」とのご質問です。

平成28年度の保有個人情報の開示請求件数は、6件です。開示請求の6件全て実施機関が広域連合長で、処理状況としましては、全部開示が5件、部分開示が1件となっています。広域連合長以外の実施機関の選挙管理委員会、議会、監査委員、公平委員会の開示請求はございません。

次に、2点目の「個人情報の訂正請求・利用停止請求及び是正申し出があったのかどうか、あればその件数について」とのご質問です。

個人情報の訂正請求・利用停止請求については、すべての実施機関においてございません。なお、是正の申し出については条例に規定がありませんので、訂正請求として取り扱うこととなります。

次に個人情報保護制度の運用について、3点ございます。

まず、1点目の「個人情報保護条例に基づき行うことができる個人情報の開示・訂正・利用停止の請求についてどのように周知していますか」とのご質問です。

個人情報の開示・訂正・利用停止の請求の周知については、現時点では広域連合ホームページでの例規集による個人情報保護条例の公表のみとなっています。

次に、2点目の「広域連合が保有する個人情報を適正に取り扱うために、条例や施行規則以外に運用のルールを定めていますか」とのご質問です。

広域連合では、「情報セキュリティポリシー基本方針・対策基準」を定め、個人情報を含む情報資産を適正に取り扱うよう規定しています。

最後に、3点目、「情報公開・個人情報保護をよりいっそう推進するために今後どのような方策をお考えですか」とのご質問です。

情報公開・個人情報保護を広く周知する観点から、広域連合ホームページに新たに制度の概要や開示請求に係る様式を掲載するなどして、より分かり易くなるようにホームページの内容を充実していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長 再質問ありませんか。

○伊丹議員 はい。議長。

○議長 13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 はい、伊丹です。

1点だけ再質問いたします。

最後に尋ねた分ですけれども、情報公開・個人情報保護をよりいっそう推進するための方策を聴きたいということに対する答弁として、「広域連合ホームページに新たに制度の概要や開示請求に係る様式を掲載するなどして、分かり易くなるようホームページの内容を充実していきたい」というご答弁でした。是非ともこういった形で周知を進めて

行っていただきたいと思います。

現段階ではですね、開示請求するにあたって、そういった制度がある人とか、あるいは広域連合の例規集をつぶさに見ているような方しか、こういった制度活用できないと思います。それでホームページにこういった制度を周知するという事は、大いに進めていただきたいと思います。

そこでお尋ねしたいのはですね、具体的にどのようなスケジュールですね、いつ頃こういった形でホームページにこういった制度の概要とか開示請求に係る様式をですね、載せていくのか、その具体的なスケジュールありましたら、お聴かせいただきたいと思います。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

13番、伊丹議員の再質問にお答えいたします。

ホームページの内容充実について具体的にいつ頃から取組まれるのかとのご質問です。

新年度予算でホームページリニューアル委託料を計上していますので、掲載する内容を検討し、平成30年末頃の公開を目途に検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再々質問ありませんか。

○伊丹議員 質問終わります。

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案については、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で、広域連合発展のため、ご精進くださらんことをお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 番外、連合長。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 閉会にあたりお許しをいただき、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、熱心かつ慎重にご審議をいただき、提出諸議案について、いずれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。

今後も後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者

機能の充実、安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びにまだまだ寒さ厳しい折、議員の皆様方には、健康に十分留意され、ますますのご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長　これにて、平成30年2月16日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後4時5分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 林 弘

前 議 長 黒 原 章 至

副 議 長 竹 本 栄 次

署 名 議 員 山 本 重 信

署 名 議 員 矢 本 和 久